

## 抗議声明

「木曾川水系流域委員会」設置は、1997年河川法改正趣旨を蹂躪するもの  
だ

2007年3月8日

徳山ダム建設中止を求める会 代表 上田武夫

連絡先：事務局・近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL / FAX 0594-78-4119

3月7日、国土交通省中部地方整備局は、”3月13日に第1回木曾川木曾川水系流域委員会を開催する”と発表した。

国土交通省中部地方整備局は、すでに昨年初夏に「木曾川水系河川整備計画策定の進め方」というものを、こそこそと発表している。この「よらしむべし知らしむべからずの先祖返り」姿勢露わなもの発現としてのこの木曾川木曾川水系流域委員会設置である。

木曾川水系における長良川河口堰反対運動の盛り上がりは、一方で「円卓会議」を生み、他方で1995年河川審答申を生んだ。その流れは、各地建（地整）にダム等審議委員会を設置することに、そして1997年河川法改正へと結びついた。

しかし、河川法改正後、速やかに策定することが予定されているはずの河川整備基本方針は、なかなか策定されなかった。その背景には、市民の側からの「工事実施基本計画」批判や住民運動をどのように捉えるのかを巡る河川局内での暗闘があったであろうことは想像に難くない。

10年の間に、いくつかの「流域委員会」という「お試し」があった。

対照的なのが淀川水系流域委員会（近畿地整）と肱川流域委員会（四国地整）であった。（cf：日弁連意見書040116 <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/index.html>）

2005年9月から、急に常軌を逸したスピードで一級河川の河川整備基本方針策定が行われ、同時に「16条の2 - 住民参加・住民意見の反映 - 」を無視した河川整備計画策定も加速化した。

住民・市民の意見を受け止め反映させようとする形として評価の高かった淀川水系流域委員会を「休止」という形で押しつぶす動き、吉野川水系・利根川水系での「先祖返り」的16条の2の運用などと同時並行的に「木曾川水系河川整備計画策定の進め方」が出されたのだ。そして、今般の木曾川水系流域委員会設置発表である。

淀川水系流域委員会「休止」の公式的理由は「淀川水系の河川整備基本方針が策定されていないので、提示すべき河川整備計画原案が出ないから」というものである。が、木曾川水系河川整備基本方針は、小委員会（社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検

討小委員会 / 委員長 近藤徹・元河川局長・前水資源機構理事長)に原案を提示する日程も明らかでない。矛盾している・・・しかし、これこそが、河川局のいう(2月14日に正式に回答\*)「河川整備計画の策定は地方整備局が事務局で行っている」の中身であり、つまりは地域によるご都合主義的な運用である。

委員長として予定されている辻本哲郎氏は、中部地整のいくつも流域委員会の委員長を務めておられ、事務方である中部地整河川部とは”阿吽の呼吸”で意思疎通出来る方である。

委員名簿(案)を見ても、「そういう委員会」になることは必定であり、「住民・市民とのキャッチボール」を意識して、一定河川管理者から独立して運営されてきた(これまでの)淀川水系流域委員会とは、全く異なるものとなるであろう。

そして木曽川上流河川事務所が「住民意見を聴く」として行っている「ふれあい懇談会」は、まさに「住民意見を聴いた」というアリバイ作りでしかない。

ここ木曽川水系では、改正河川法16条の2の趣旨(住民・市民の意見の反映)は、踏みにじられようとしている。

この形である限り、長良川河口堰事業とは、徳山ダム事業とは何だったか、をまさに将来に向けて建設的に検証することは不可能であり、ムダの上塗りである「徳山ダムに係る木曽川水系連絡導水路」が真っ当な議論もないままに河川整備計画に位置づけられてしまうであろう。

そして、河川管理者の住民切り捨て姿勢は、河川管理者への住民の不信を決定的にし、水害常襲地域を抱える濃尾平野の「治水」事業をより一層遅らせ、環境悪化に拍車をかけることにしかならない。

「失われた10年」なのか? この形では、未来永劫、取り返しが見つからないものとなる。

このような、「木曽川木曽川水系流域委員会」設置に強く抗議する。

以上

\* 2月14日、衆議院議員会館第一会議室にて  
市民側質問

## 二．河川整備計画の策定について

河川法16条の2第2項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会を設置すること。

上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。

上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。

同条第3項に関しては、単に意見を聴くおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。

住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

一括した回答:

これらについては、河川整備計画の策定は地方整備局が事務局で行っている。河川や地域の状況に詳しい方に河川管理者としてそれぞれに応じた意見聴取の形を採っている。